

# 甲種防火管理再講習実施要領

知多南部消防組合

## 1 日 時

令和3年9月16日（木）午後1時30分から午後4時00分まで  
（受付 午後1時00分から）

## 2 会 場

知多郡美浜町大字河和字南橋田106番地の126  
知多南部消防組合消防本部 2階大会議室

## 3 受講対象者

収容人員300人以上の特定防火対象物において、現在選任されている甲種防火管理者で資格取得後、最初の4月1日から4年以上経過している方、又は今後選任予定のある方で資格取得後、最初の4月1日から5年以上経過し、再講習を受講していない方（令和2年度受講対象者）

## 4 定 員 15名

## 5 講習内容

- (1) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
- (2) 火災事例等の研究に関すること。

## 6 申込み

申込書に記入のうえ、令和3年8月10日（火）から8月20日（金）までに知多南部消防組合消防本部予防課へ申し込んでください。（当管内の対象者を優先します。）

## 7 受講料

1,572円（テキスト代）※ 当日受付にて、徴収いたします。

## 8 その他

- (1) 別紙に掲げる申込書（写真必要：縦 3cm 横2.5cm 無帽・無背景）
- (2) 申し込み時に甲種防火管理者新規講習又は甲種防火管理再講習の修了証の写しを添付すること。なお、紛失により修了証がない場合は以前受講した消防本部等が発行する防火管理講習修了証明書を添付すること。
- (3) 講習受講中の受講者に対する電話の取次ぎはいたしません。また、携帯電話の使用はご遠慮ください。
- (4) 遅刻者の受講は認めませんので注意してください。
- (5) 感染予防のため必ずマスクの着用をお願いします。
- (6) 発熱や体調不良がある場合は無理に出席せずに裏面の問い合わせ先にご連絡ください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い延期又は中止することがあります。その際には電話にてご連絡させていただきます。

9 問合せ先

知多南部消防組合消防本部 予防課

〒470-2404

住 所 知多郡美浜町大字河和字南橋田106番地の126

電 話 (0569) 64-0121 (予防課直通)

F A X (0569) 62-2112